ガス事故速報（第１報 　　月 　　日（　） 　時 　分 現在）

事故内容

|  |  |
| --- | --- |
| １．発生の日時※ | 年 　月 　日（　） 　時 　分頃　（　　　　　　） |
| ２．事業者の覚知日時※ | 年 　月 　日（　） 　時 　分頃　（　　　　　　） |
| 通報・発見者 | 　　　　　　 ⇒ 　 |
| ３．ガス事業者名・報告者※ | 　　　　　ガス（株）　　　　（小売、一導、特導、製造、準用）報告者（　　　　　　　　）　（電話番号：　　－　　　　－　　　　） |
| ４．発生場所・施設※ |  |
| ５．事故発生箇所※ | ①ガス栓 ②消費機器（接続具、消費機器本体、接続箇所（ガス栓と接続具、接続具と消費機器）、排気筒）　③本支管　④供給管　⑤灯外内管　⑥灯内内管　⑦メーター　⑧製造所（特定製造所を含む）　⑨整圧所⑩供給所　⑪その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）⑫不明(　　時　　分現在) |
|  | ガス栓又は消費機器※ | 機種（名称） |  |
| 製造者又は輸入者 |  |
| 型　　　　　　式 | ［給排気方式：開放燃焼式、ＣＦ、ＦＥ、ＢＦ、ＦＦ、ＲＦ］ |
| 製造年月 |  |
| メーカーへの連絡 | 1. 連絡済み　②連絡予定（　月　日を予定）
 |
| 導　　 管 | 管種 |  |
| 漏えい箇所 | 1. 体　　　②継手部　③その他（　　　　　　）
 |
| 口径 |  |
| 埋設年月 |  　　年 　月 |
| ６．事故発生場所への供給ガス※ | 圧力（高圧、中圧、低圧）ガスグループ（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ７．事故概要※　（現場の状況が分かる写真、図面等を可能な限り添付のこと） | ①排ガス中毒 ②生ガス中毒 ③酸欠 ④着火・爆発（着火のみ、爆発、火災）⑤供給支障　⑥交通困難・避難　⑦その他（　　　　　　　　） |
| 「着火・爆発（着火のみ、爆発、火災）」の場合消防による火災の認定・確定 （有、無、調査中） |
| 〔事故概要〕 |
| ８．被害※ | 人　　損※ | 死傷者　　　名　うち死亡　　　名負傷　　　名（重傷　　　名、軽傷　　　名）中毒　　　名（重症　　　名、軽症　　　名）無、確認中 |
| 「負傷者又は中毒者」がいる場合後遺障害（注）（有、無、調査中）（注）後遺障害：身体の一部を失ったもの、著しい視覚障害又は著しい聴覚障害のあるもの |
| 物　　損※ | 有（　　　　　　　　　　）、無、確認中 |
| 供給支障※ | 有（　　　　　戸程度）、無、確認中 |
| ９．事故原因※ | ①消費機器設備不良 ②誤操作・取扱いミス（事業者、需要家） ③自然災害④自然劣化　⑤他工事（事前照会：有、無）（事業者名　　　　　　）⑥導管工事　⑦差し水・サンドブラスト　⑧その他（　　　　　　）　⑨不明（　 ） |
| 〔事故原因〕 |
| 10．応急措置※ | 措置内容（　　　　　　　　　　　）　　措置済、措置中 |
| 11．復旧対策 | 復旧対策（　　　　　　　　　　）復旧済み（　　　　　）、復旧見込み（ 　）不明（　　時　　分現在） |
| 12．公的機関の出動の有無※ | 消防（有、無、不明）、警察（有、無、不明）報道　取材（有、無、不明）報道機関（　　　　　　　　　　　　　　）　　　報道（有、無、不明）報道機関（　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| 13．補足情報 |
|  | 消費機器に関する事項 | 立ち消え安全装置（有、無、不明） |
| 不完全燃焼防止装置（有、無、不明）再点火防止装置（インターロック機能）（有、無、不明） |
| 消費機器に関する周知（ガス事業法第１５９条）実施年月日：　　年　月　日 |
| 消費機器に関する調査（ガス事業法第１５９条）実施年月日：　　年　月　日　結果：①異常なし　②不適合事項（　　　　　　　　　　　　　　　）③不在処理完了（訪問回数　　　回）　　④調査拒否　 |
| 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律ラベルの表示（有、無、不明）工事事業者：事業者連絡先：監督者氏名：監督証の番号：　施工内容：施工年月日：　　年　　月　　日 |
| 事故発生場所に関する事項 | ガス漏れ警報装置（有、無、不明） |
| CO警報器・業務用換気警報器（COセンサー）（有、無、不明）　　鳴動（有　、無（理由　　　　　　　　　　　）） |
| 導管に関する事項 | ガス漏えい検査（技省令第５１条）実施年月日： 　　年 　月 　日結果：①異常なし　②不適合事項（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 14．消費者の情報（推定） | （１３歳未満、１３～６４歳、６５歳以上）（男性・女性） |
| 15．その他（指示等） |  |

（注）時刻は、午前・午後ではなく、０～２４時で記入すること。また、情報が不十分であっても、※印の情報を出来るだけ収集し、第１報として速やかに連絡のこと。